

京都市建築基準条例新旧対照表

現行	改正後（案）
○京都市建築基準条例 平成13年4月5日 条例第1号 (略) 第1条～第7条（略） （長屋の構造等） 第8条 都市計画区域内にある長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 各戸に便所及び炊事場を設けること。 (2) 各戸の主な出入口は、道路に面して設けること。ただし、次のいずれかに該当する長屋については、この限りでない。 ア 2戸建てで、主な出入口が敷地内の通路（幅員が2メートル以上のものに限る。）に面するもの イ 耐火建築物又は準耐火建築物で、各戸の界壁（防火上支障がないものとして別に定める界壁を除く。）が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、主な出入口が、両端が道路に通じる敷地内の通路（幅員が3メートル以上のものに限る。）又は一端が道路に通じる敷地内の通路（幅員が3メートル以上であり、かつ、長さが3.5メートル以内であるものに限る。）に面するもの ウ 特別許可建築物であるもの	○京都市建築基準条例 平成13年4月5日 条例第1号 (略) 改正 令和6年12月13日条例第20号 第1条～第7条（略） （長屋の構造等） 第8条 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 各戸に便所及び炊事場を設けること。 (2) 各戸の主な出入口は、道路に面して設けること。ただし、次のいずれかに該当する長屋については、この限りでない。 ア 2戸建てで、主な出入口が敷地内の通路（幅員が2メートル以上のものに限る。）に面するもの イ 耐火建築物又は準耐火建築物で、各戸の界壁（防火上支障がないものとして別に定める界壁を除く。）が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、主な出入口が、両端が道路に通じる敷地内の通路（幅員が3メートル以上のものに限る。）又は一端が道路に通じる敷地内の通路（幅員が3メートル以上であり、かつ、長さが3.5メートル以内であるものに限る。）に面するもの ウ 特別許可建築物であるもの

- (3) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋（準耐火建築物であるものを除く。）については、5戸建て以下であり、かつ、階数が2（別に定める基準に適合するものにあつては、3）以下であるものとする。
- (4) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

第9条～第34条 （略）

（直通階段の設置、廊下の幅及び戸の構造）

第35条 個室型店舗は、客の遊興の用に供する個室（以下「遊興個室」という。）を有する階（避難階を除く。）に、当該階から避難階又は地上に通じる2以上の直通階段（傾斜路を含む。以下この条において同じ。）を設けなければならない。ただし、当該遊興個室を有する階が5階以下の階で次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) その階における遊興個室の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通じる直通階段で令第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの
- (2) 避難階の直上階又は直下階で、その階における遊興個室の床面積の合計が50平方メートルを超えないもの

2 主要構造部が準耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。

- (3) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）については、5戸建て以下であり、かつ、階数が2（別に定める基準に適合するものにあつては、3）以下であるものとする。
- (4) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

第9条～第34条 （略）

（直通階段の設置、廊下の幅及び戸の構造）

第35条 個室型店舗は、客の遊興の用に供する個室（以下「遊興個室」という。）を有する階（避難階を除く。）に、当該階から避難階又は地上に通じる2以上の直通階段（傾斜路を含む。以下この条において同じ。）を設けなければならない。ただし、当該遊興個室を有する階が5階以下の階で次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) その階における遊興個室の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通じる直通階段で令第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの
- (2) 避難階の直上階又は直下階で、その階における遊興個室の床面積の合計が50平方メートルを超えないもの

2 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。

- 3 個室型店舗の客用の廊下（令第119条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

両側に居室がある廊下における場合	センチメートル 120
その他の廊下における場合	90

- 4 個室型店舗の遊興個室の避難通路（客の避難経路となる廊下その他の通路をいう。）に面して設ける戸（外開きのものに限る。）は、自動的に閉鎖する構造としなければならない。ただし、当該戸を開放した場合において、当該避難通路の有効幅員が前項の廊下の幅以上であるときは、この限りでない。

第36条～第43条の2 （略）

（避難安全性能を有する建築物等の適用の除外）

第43条の3 令第128条の6第1項の規定により区画避難安全検証法に基づき区画避難安全性能を有することが確認された区画部分又は国土交通大臣の認定を受けた区画部分については、第33条（第36条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

- 2 令第129条第1項の規定により階避難安全検証法に基づき階避難安全性能を有することが確認された階又は国土交通大臣の認定を受けた階については、第11条第2項、第18条（第3号を除く。）、第19条（第2号及び第3号を除く。）、第20条（第3号を除く。）、第21条（第1号及び第3号を除く。）、第33条（第36条において準用する場合を含む。）並びに第35条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

- 3 令第129条の2第1項の規定により全館避難安全検証法に基づき全館避難安全性能を有することが確認された建築物又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第11条第2項、第18条（第3号を除く。）、第19条（第2

- 3 個室型店舗の客用の廊下（令第119条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

両側に居室がある廊下における場合	センチメートル 120
その他の廊下における場合	90

- 4 個室型店舗の遊興個室の避難通路（客の避難経路となる廊下その他の通路をいう。）に面して設ける戸（外開きのものに限る。）は、自動的に閉鎖する構造としなければならない。ただし、当該戸を開放した場合において、当該避難通路の有効幅員が前項の廊下の幅以上であるときは、この限りでない。

第36条～第43条の2 （略）

（避難安全性能を有する建築物等の適用の除外）

第43条の3 令第128条の7第1項の規定により区画避難安全検証法に基づき区画避難安全性能を有することが確認された区画部分又は国土交通大臣の認定を受けた区画部分については、第33条（第36条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

- 2 令第129条第1項の規定により階避難安全検証法に基づき階避難安全性能を有することが確認された階又は国土交通大臣の認定を受けた階については、第11条第2項、第18条（第3号を除く。）、第19条（第2号及び第3号を除く。）、第20条（第3号を除く。）、第21条（第1号及び第3号を除く。）、第33条（第36条において準用する場合を含む。）並びに第35条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

- 3 令第129条の2第1項の規定により全館避難安全検証法に基づき全館避難安全性能を有することが確認された建築物又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第11条第2項、第18条（第3号を除く。）、第19条（第2

号及び第3号を除く。)、第20条(第3号を除く。)、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第2項、第33条(第36条において準用する場合を含む。)並びに第35条第3項及び第4項規定は、適用しない。

附 則
(略)

号及び第3号を除く。)、第20条(第3号を除く。)、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第2項、第33条(第36条において準用する場合を含む。)並びに第35条第3項及び第4項規定は、適用しない。

附 則
(略)

附 則 (令和6年12月13日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。